

【定置漁業権】

※空欄については別添の通り

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	地元地区	条件
定第1号（定置）	伊藤丈洋					H31.1.1～R5.12.31	個別漁業権		
定第2号（定置）	伊藤丈洋					H31.1.1～R5.12.31	個別漁業権		
定第3号（定置）	田中 充					H31.1.1～R5.12.31	個別漁業権		
定第4号（定置）	田中 充					H31.1.1～R5.12.31	個別漁業権		

免許番号 定第1号 (定置)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分6, 200メートルのところ

イ 点の位置

基点A 安戸池北口

点 イ Aから真方位26度45分6, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西〜450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西〜450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東〜450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東〜450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原

免許番号 定第2号 (定置)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分5, 100メートルのところ

イ 点の位置

基点A 安戸池北口

点 イ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ

〃 ロ Aから真方位26度45分4, 000メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原

免許番号 定第3号 (定置)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市旧誉水村、丹生村境界から真方位25度45分7,500メートルのところ

イ 点の位置

基点A 旧誉水村、丹生村境界

点 イ Aから真方位25度45分7,500メートルのところ

〃 ロ Aから真方位25度45分6,400メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

イ 共第307号樹網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

免許番号 定第4号 (定置)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丸亀島沖

イ 点の位置

基点A 東かがわ市丸亀島高頂

点 イ Aから真方位36度45分5, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位36度45分4, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

イ 共第307号桝網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠